

POINT 02
リフォーム補助を有効活用

市では、子育てや二世帯同居・近居のためのリフォームなども補助します。子育て世帯のUターンにご活用ください。また、空き家の活用にも使えます。募集は11月30日(月)まで(予算額に達し次第終了)。

【対象経費】
 ◆対象者自らが子育てか二世帯同居・近居のために居住する住宅の工事で、費用が10万円以上かつ交付申請年度の3月1日までに完了する工事…工事費用の2分の1(限度額100万円、府外からは200万円)
 ◆対象者らが子育てのためか二世帯同居・近居のために必要な住宅を購入…仲介手数料の2分の1(限度額40万円、府外からは80万円)
 ◆対象者らが子育てか二世帯同居・近居のために必要な住宅を賃借…仲介手数料の2分の1(限度額5万円、府外からは10万円)

▼詳しくは、移住・定住促進課(☎66・1085)へ。

POINT 02
リフォーム補助を有効活用

POINT 01
空き家を居住促進住宅に

市に移住する子育て世帯を主な対象として、空き家を活用し、居住促進住宅として比較的安価で貸し出しを行っています。

【居住促進住宅の特徴】
 ◆空き家を市が借り上げ移住希望者へ有料で貸し出す(期間は原則10年)。
 ◆必要なリフォームを市が行い、改修費用は入居者からの家賃で回収。
 ◆家賃残額は所有者の家賃収入に。
 ◆借り上げ期間内の維持・管理は市が実施。

POINT 01
空き家を居住促進住宅に



▲伊佐津の居住促進住宅第3号の内装(上が改修前、下が改修後)

◆10年後に所有者に返却。所有者には、リフォーム費用や維持管理を市に任せられること。移住者には、市と賃貸契約を結ぶことでより安心して契約できることが大きなメリットです。
 所有者・移住者が安心して賃貸借契約が結べるよう、市が全面的にサポートします。

◆居住促進住宅第3号完成、入居者募集
 伊佐津にある居住促進住宅第3号の

入居者を募集しています。この住宅の改修コンセプトは、吹き抜けなどを利用したゆとりのある空間、地域住民との交流、歴史ある住宅の活用です。
 入居の対象は、舞鶴への移住を希望する子育て世帯です。一度はふるさと舞鶴を離れてしまった子どもや孫など、Uターンを勧めたい家族にも紹介してみてください。詳細は左コードからもアクセス可。

▼詳しくは、移住・定住促進課(☎66・1085)へ。



POINT 03
地域と移住者をつなぐ移住サポーター

本年5月に立ち上げた移住サポーター制度。U・I・Jターンで移住した皆さんに移住サポーターとして、自分たちの生業やまちづくりなどの活動を通じ、このまちでの暮らし方やまちの魅力を直接、移住希望者へ伝えます。それぞれの得意分野を生かし、移住希望者などへの情報発信や相談・案内に対する協力や助言、移住希望者や移住者と地域をつなぐ活動に尽力してもらっています。



▲左から渡邊直樹さん、岡山茉莉さん、木村奈奈さん、小谷明日香さん、一般社団法人KOKIN(代表 大滝雄介さん)

移住当時は不安な気持ちが強かったです。しかし、空き家情報バンクに登録があった大浦地域の築100年の古民家を借り、リノベーションしながら住み始めてから楽しくなりました。古いものや歴史あるものが好きなので、その空き家はとても魅力的でした。また、地域の人たちも「若い人が来てくれるのはありがたい」と歓迎ムードを伝えてくださり、とてもうれしかったのを覚えています。「この地域は素晴らしい」と発信すると、その地域の人たちも誇りに思ってくれて、どんどん自分の地域を好きになります。私が活躍すると喜んでくれたり、掲載された新聞などをスクラップしてくれたりすることを聞くのはとてもうれしいですね。

地域の歓迎がうれしい

コミック
 エッセイスト
岡山茉莉さん



▲尾上教授(左)と木村さん(右)

■設計は舞鶴高専の学生

居住促進住宅の設計、作業の一部は舞鶴高専の学生が担当。現地の状況調査やニーズ調査、イメージ模型作成、地元説明会を行っています。居住促進住宅第3号を担当した木村悠希さんは「空間をつなぎ、光が届いて明るくなるように吹き抜けを取り入れました。設計したものが形になり、とても貴重な経験をさせていただきました」と振り返りました。尾上亮介教授は「第1号から関わらせてもらい、回を重ねるごとに、学生たちの視野も広がっています。今回の改修では、空き家の履歴を残し・生かした内装デザインやガラス壁を採用し、屋内の光が道路側に漏れることでまちが明るくなり、移住者が柔らかに地域とつながる工夫をしました。近隣の人も移住する家族を温かく見守ってほしいです」と語りました。